

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）は、指定地方公共機関に対し、「事業の実施に関し適切な措置を講ずること、新型インフルエンザ等が発生したときにも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続すること」を求めています。

また、同法の規定により、指定地方公共機関に対しては、その業務を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、都道府県知事に報告するとともに、要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定地方公共機関である山陽バス株式会社では「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

山陽バス株式会社

「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・新型インフルエンザ等対策業務として、政府等の被害想定を踏まえ、お客さまを適切に輸送する。
- ・あらかじめ定める行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(2) 感染対策の検討・実施

社員等に対し、マスク着用等咳エチケットの徹底を実施するなど、感染防止対策に努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

兵庫県に対策本部が設置された場合等には、新型インフルエンザ等対策業務としての会社の対応等について協議するため、新型インフルエンザ等対策本部（対策本部長：社長）を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平素から国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報について、国、地方公共団体等から入手する体制を整備し、発生時においてはその情報を早急に社員に周知する体制を整える。

(3) 関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するうえで不可欠となる関係機関等と、発生時における連携等について協議する体制を整える。

3. その他

(1) 教育・訓練

平素から新型インフルエンザ等に対する正しい知識を習得し、社員への周知に努め、新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるよう訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めるものとする。

(2) 計画の見直し

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。